

社会福祉法人 山県市社会福祉協議会

指定居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 山県市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が開設する指定居宅介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う居宅介護（以下、「指定居宅介護」という）及び重度訪問介護（以下、「指定重度訪問介護」という）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護従業者養成研修修了者又は訪問介護員研修の修了者（以下、「居宅介護従業者等」という。）が、障害者自立支援サービスの認定を受けた障害者（以下、「支給決定障害者」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護従業者等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事及びその他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 山県市社協ケアサービス事業所
- (2) 所在地 岐阜県山県市東深瀬696番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び事務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護従業者等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 居宅介護従業者等
 - 常勤職員 2名以上（兼務含む）
 - 非常勤職員 10名以上（専従）居宅介護従業者等は、指定居宅介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から日曜日までとする。但し、12月31日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時から午後7時までとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く。）

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）

(指定居宅介護等の内容及び利用料等)

第7条 指定居宅介護等の内容は次のとおりとし、指定居宅介護等を提供した場合の利用料は、障害者自立支援法の算定基準によりものとし、その1割とする。

- 2 指定居宅介護等の形態は、身体介護、家事援助、及び日常生活支援を要望に応じて対応する。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費として自動車の燃料費相当分の実費を徴収する。
- 4 前日までに連絡がなく、当日訪問したにもかかわらず不在であった場合は、1割相当分のキャンセル料を徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅介護従業者等は、居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、山縣市全区域とする。

(秘密保持等)

第10条 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

- 2 訪問介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、居宅介護従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を居宅介護従業者等との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は関係機関や他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する

情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(個別援助計画書の作成等)

第11条 事業所は、障害者自立支援サービス計画がたてられている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの居宅介護計画を作成し、利用者、家族に伝える。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する事業の提供を継続し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第16条 事業者は、利用者等の生命および身体を保護するため緊急にやむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（苦情処理窓口）

第17条 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、次のとおり苦情を受け付ける窓口を設置して迅速かつ適切に対応するものとする。

- 一 当事業所内
- 二 本会代表の総務係内
- 三 行政機関、その他苦情受付機関

（掲示等）

第18条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項の重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 事業所は、第一項の重要事項について、事業所のホームページに掲載する等周知に努めるものとする

（その他運営に関する留意事項）

第19条 事業所は、居宅介護従業者等の資質向上を図るため、研修会に参加させると共に、業務体制を整備する。

2 事業者は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

3 事業者は、指定居宅介護等の利用について市町村または相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人山口市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

付則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

改正

平成18年10月1日から施行する。

改正

平成21年4月1日から施行する。

改正

平成21年10月1日から施行する。

改正

平成21年11月1日から施行する。

改正

平成22年4月1日から施行する。

改正

平成23年4月1日から施行する。

改正

平成24年4月1日から施行する。

改正

平成24年10月1日から施行する。

改正

平成26年4月1日から施行する。

改正

平成26年8月1日から施行する。

改正

平成27年4月1日から施行する。

改正

平成28年4月1日から施行する。

改正

平成29年6月1日から施行する。

改正

令和2年4月1日から施行する。

改正

令和3年4月1日から施行する。

改正

令和3年12月1日から施行する。

改正

令和4年2月1日から施行する。

改正

令和6年4月1日から施行する。

改正

令和6年7月1日から施行する。